

かほく市木の家づくり奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、建物における木材の利用の促進を図るため、木造個人住宅を新築し、増改築し、又は購入した者に対する奨励金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造個人住宅1戸建ての住宅の用に供する木造の家屋で、石川県産のすぎ柱を50本以上使用して建築されるものをいう。ただし、増改築の場合は石川県産のすぎ柱を20本以上使用して建築されるものをいう。

(2) 石川県産すぎ柱(集成柱を含む。)のうち、次に掲げる要件のすべてに適合するもののことをいう。

ア 石川県産材産地及び合法木材証明を受けたもの。

イ 日本農林規格で定められた乙種構造材の規格に適合するものであること。

ウ 長さがおおむね2メートル以上であり、かつ、幅及び厚さがそれぞれ10.5センチメートル以上であること。

(3) 集成柱 製材されたひき板又は角材等を乾燥し、接着剤を用いて集成した柱をいう。

(奨励金の交付)

第3条 奨励金は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、予算の範囲内で交付する。

(1) 自己の居住の用に供する為、本市の区域内に木造個人住宅を新築又は増改築し、かつ、当該木造個人住宅に居住する者

(2) 自己の居住の用に供する為、本市の区域内の建築後使用されたことのない木造個人住宅を、第9条第1項に規定する建売業者（当該木造個人住宅について、同条第2項において準用する第5条第1項に規定する計画の認定を受けた者に限る）から購入し、かつ、当該木造個人住宅に居住する者

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、木造個人住宅に使用した石川県産のすぎ柱の本数に2,500円を乗じて得た額とし、その額は、25万円を限度とする。

2 木造個人住宅を新築又は増改築する際に市内業者を利用した場合は、前項に規定する奨励金の額に5万円を加えるものとする。

(計画の認定申請)

第5条 木造個人住宅を新築又は増改築しようとする者で、奨励金の交付を受けようとするものは、当該新築又は増改築工事の着手前に、かほく市木の家づくり計画認定申請書（様式第1号）により市長に申請し、奨励金の交付の対象となる計画である旨の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の対象となる計画であると認定したときは、かほく市木の家づくり計画認定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知する。

（計画の変更認定申請）

第6条 前条第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る計画の変更をしようとするときは、速やかにかほく市木の家づくり計画変更認定申請書（様式第3号）により市長に申請し、当該計画の変更の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の対象となる計画の変更であると認定したときは、かほく市木の家づくり計画変更認定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知する。

（計画の廃止）

第7条 第5条第1項の認定を受けた者は、同条第2項の規定による認定の通知があった日以後において、当該認定に係る計画をとりやめようとするときは、速やかにかほく市木の家づくり計画廃止届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（計画の認定の取消し）

第8条 市長は、第5条第1項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取消することができる。

（1） 偽りその他不正の手段により当該認定を受けたことが判明したとき。

（2） 第5条第2項の規定による認定の通知のあった日の属する年度の末日から、木造個人住宅の新築又は増改築に係る認定にあつては1年を、木造個人住宅の購入に係る認定にあつては3年を経過してもなお第10条の規定による奨励金の交付申請を行わないとき。

（3） 前条に規定する届出書の提出があったとき。

（建売業者）

第9条 本市の区域内に木造個人住宅を新築し、及び販売する者(以下「建売業者」という)は、当該木造個人住宅について、第5条第1項の認定を受けることができる。

2 第5条の規定は、建売業者が同条第1項の認定を受ける場合について、第6条から前条までの規定は、建売業者が第5条第1項の認定を受けた場合について準用する。

(交付の申請)

第 10 条 第 3 条第 1 号に該当する者で、第 5 条第 1 項の認定を受けたもの又は第 3 条第 3 号に該当する者は、奨励金の交付を受けようとするときは、当該奨励金の交付に係る木造個人住宅に居住した日から起算して 6 箇月を経過する日までに、かほく市木の家づくり奨励金交付申請書（様式第 6 号）により、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該奨励金の交付を決定したときは、かほく市木の家づくり奨励金交付決定通知書（様式第 7 号）により、その額を申請者に通知する。

(奨励金の請求)

第 11 条 前条第 2 項による交付決定を受けた者は、速やかにかほく市木の家づくり奨励金請求書（様式第 8 号）を市長に提出するものとする。

(適用除外)

第 12 条 市長は、第 3 条の規定にかかわらず、次に掲げる者には、奨励金を交付しない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 木造個人住宅の新築、増改築又は購入に関し、他の補助制度による補助金その他これに準ずるものを受ける者。ただし、市長が指定した補助制度については、この限りではない。

(その他)

第 13 条 この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。